

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 80 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2022 年 2 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

世界初の液化水素の輸出プロジェクト（エネルギー事業）

世界初の液化水素運搬船「すいそ ふろんていあ」が、2022 年 1 月 28 日、液化水素を積んで、ヴィクトリア州ヘイスティングス港から日本に向けて出港しました。これは、水素のサプライチェーンを構築する「水素エネルギーサプライチェーン（HESC）」プロジェクトの最終章であり、日豪両国にとって大きなマイルストーンとなります。

HESC プロジェクトは、石炭から水素を製造する工場をヴィクトリア州ラトロープバレーに建造し、そこで製造した水素をヘイスティング港に建造した液化工場で液化して、世界初の運搬船で日本に輸出するという画期的な試験的プロジェクトです。川崎重工業の完全子会社である Hydrogen Engineering Australia が本プロジェクトのコーディネーターを務め、電源開発、岩谷産業、丸紅、住友商事および AGL が参画しています。弊所は 2013 年より本プロジェクトのリーガルアドバイザーとして携わってきました。

本稿では、本プロジェクトの説明に加え、本プロジェクトにおける弊所の関わりについて紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

[Japan Practice 紹介サイト](#)



その他の注目のトピック

医薬品・医療機器の広告規制の改正（ヘルスケア）

18か月に及ぶ業界関係者との協議を経て、新しい医薬品・医療機器広告法（2021年法）が公布され、2022年1月1日に施行されました。

2021年法は、法律の文言と構成を簡潔・明確にすることを目的としていますが、同時に、医薬品・医療機器の広告主のマーケティング戦略に大きな影響を与え得る新たな要件や禁止を課すものでもあります。同法の下、広告主は、義務的な記載の要件の変更、推薦文についての規制の明確化、試供品が提供できる商品の拡大、医薬品・医療機器の「安全で適切な使用」を支えるための規制の拡大などに対応する必要があります。

広告主は、2022年6月30日までは経過措置により旧法を選択することもできますが、同年7月1日以降は2021年法を遵守しなければなりません。

本稿では、2021年法による主要な改正点とその対応策を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

複数国で並行する訴訟手続きの対応（訴訟）

複数の国で同じような訴えを受けた場合、費用を抑えて一つの訴訟手続きに集中するために、並行する訴訟手続きを速やかに終了させる方法を検討する必要があります。裁判所にはそのための様々な方法が用意されていますが、いずれの方法でも、一般的には、(1)請求の性質（まったく同じ請求であるか、いずれの裁判所でも同じ救済が与えられるか等）、(2)原告の行為（1か所でしか訴えない旨の合意があるか等）、(3)被告の不利益（被告の負担は何か、いずれの場所でも弁護士の十分なサポートが得られるか等）が検討されます。

本稿では、他国でも訴訟手続きが並行している場合に、オーストラリアの訴訟手続きを終了させるための考慮要素を説明したうえで、最近のクイーンズランド州の判決を紹介し、当該判決を踏まえた留意点などについて解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

NSW 州の小売りその他商用施設の借り手の臨時救済措置の延長 (COVID-19)

ニューサウスウェールズ州は、小売りその他商用施設リース（COVID-19）規制を更新、延長しました。更新、延長後の 2022 年規制は、2021 年 6 月 26 日より前に締結された小売りその他商用施設リースに適用されます。また、同規制は、農地リース法（NSW 州）に基づき締結された農地リースも対象とします。

2020 年と 2021 年の同様の規制の下で救済措置を行った小売りその他商用施設リースの貸し手は、COVID-19 の影響を受けた借り手に対し、再び更なる救済措置を行うことが求められる可能性があります。貸し手と借り手は、適切な救済措置を決定するに際して借り手の収入減少について誠実に議論し、返済条件やリース期間延長の適否について検討する必要があります。

本稿では、2022 年規制の概要を紹介し、同規制の下で交渉する際に貸し手と借り手が知っておくべき点について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

取締役特定番号の申請受付開始（会社法）

2021 年 11 月、Australian Business Registry Services（ABRS）のウェブサイト上で、取締役特定番号（Director Identification Number、以下「DIN」）の申請受付が開始されました。政府によると、昨年 12 月の段階で既に 185,000 人以上の取締役が DIN を申請しており、そのうち 95%はオンライン申請です。

本稿では、既存の取締役が DIN 制度導入後に別の会社の取締役に就任した場合の DIN の申請期限や、（特に書面申請の場合）DIN が却下されたらどうなるか、DIN 取得後にすべきこと等、DIN の申請に関してよくある質問への回答を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

講演のご報告：「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」（2021 年 8 月 31 日）

加納弁護士が、2021 年 8 月 31 日に「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」をテーマに、実際の承認申請案件を紹介しながら実務上影響が出ている主要な改正点や承認申請の際の注意点等について、ブルペン日本商工会議所開催の勉強会にて講演を行いました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

ウェビナー開催のご報告：「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」（2021 年 6 月 22 日）

加納弁護士が、2021 年 6 月 22 日に、ウェビナー形式にて「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演（メルボルン日本商工会議所との共催）を行いました。解説した主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021 年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務（改正後の傾向と注意点）
- ▶ 法改正前後の実務の状況（ケーススタディーを交えて）

講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

最近の出版物等

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」の部分をアップデートしました。アップデートされた本冊子は [こちら](#) からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接 [メール](#) にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#) にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅
メール：mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール：kpriestly@claytonutz.com



外国資格実務家 梶原康平
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：kkajiwara@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com